

広島県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年四月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田丸門田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市御調町野間字高杉三二番一地从先から 尾道市御調町今田字大通八三二番二地从先まで	新 一八・〇〇〇 四一・〇〇〇	旧 三・〇〇〇 一八・〇〇〇	五四九・五〇	五六五・〇〇	拡幅
尾道市御調町今田字大通八三二番二地从先から 尾道市御調町今田字大坪一六五番一地从先まで	新 一一・〇〇〇 三三・五〇〇	旧 二・六〇〇 一一・〇〇〇	三二〇・〇〇	三二〇・〇〇	ダブルウェイ
尾道市御調町今田字大坪一六五番一地从先から 尾道市御調町今田字大坪一七五番二地从先まで	新 二・七〇〇 三〇	旧 二・八〇〇 〇〇	二五〇・〇〇	二二五・〇〇	
尾道市御調町今田字大坪一六五番一地从先から 尾道市御調町今田字大木田一三八番一地从先まで	新 一〇・八〇〇 二二・〇〇〇	旧 二・七〇〇 三〇	二五〇・〇〇	二八八・〇〇	拡幅 県道宇津戸 八幡線と重 複

尾道市御調町今田字大坪一七五番二地先から 尾道市御調町今田字大木田一三〇番一地先ま で 尾道市御調町今田字大木田一三八番一地先か ら 尾道市御調町植野字石原五五〇番二地先まで 尾道市御調町今田字大坪一七五番二地先から 尾道市御調町今田字大木田一三〇番一地先ま で 尾道市御調町今田字大木田一三八番一地先か ら 尾道市御調町植野字石原五五〇番二地先まで 尾道市御調町今田字大木田一一九番六地先ま で		新	旧	
		二・九〇〇 一・五〇〇	二・七〇〇 五・八〇〇	
		一四〇・〇〇〇	一〇一・〇〇〇	
		トリプルウェ イ		

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇津戸八幡線

三 道路の区域

区	間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	尾道市御調町今田字大坪一六五番一地先から 尾道市御調町今田字大木田一三八番一地先ま で	新	一〇・八〇〇 二二・〇〇〇	二八八・〇〇	拡幅 県道吉田丸 門田線と重 複
		旧	二・八〇〇 八・〇〇〇	二二五・〇〇	